

平成19年6月23日

前文案

北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自然をめぐみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。

新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められています。

そのため、市民、市議会、市長及び市職員それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による個性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市の将来都市像とし、次世代に引き継いで行くことが必要です。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかなければなりません。

私たちは、これら北本市における自治の基本理念のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。